

令和5年度東川町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 東川町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、東川町補助金等交付規則(昭和58年規則第5号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、東川町(以下「町」という。)が交付する補助金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における合併処理浄化槽とは浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいい、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD $20\text{mg}/1$ (日間平均値)以下の性能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について」(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に定める国庫補助指針に適合するものをいう。

(補助対象地域)

第4条 補助金の対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた所定処理区域以外の地域とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は、補助対象地域内において、合併処理浄化槽を設置しようとする者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 個人にあつては町内在住又は転入予定の者、事業者にあつては町内で事業を営む者又は新規事業を営もうとしている者で、合併処理浄化槽を設置する者とする。
- (2) 個人が所有する又は所有しようとする専用住宅及び共同住宅、店舗等併用住宅(以下「住宅等」という。)又は事業者が所有する若しくは所有しようとする店舗及び事務所、専用住宅、共同住宅、店舗等併用住宅並びに倉庫等(以下「建物等」という。)に設置する合併処理浄化槽であること。

- (3) 東川町合併処理浄化槽設置整備工事指定業者による施工であること。
- (4) 住宅等における合併処理浄化槽の供用期間中は、東川町浄化槽保守管理組合に入会すること。ただし、共同住宅は除く。
- (5) 合併処理浄化槽の共用期間中は、東川町合併処理浄化槽保守点検指定業者による当該浄化槽の保守管理を行うこと。
- (6) 前各号に係わらず町長が特に必要と認めたもの。

2 前項の規定に係らず次の各号の一に該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は法第 5 条第 1 項の規定による設置の届出を行わない者
- (2) 住宅等又は建物等を借りている者で、持ち主の承諾が得られない者
- (3) 町税等を滞納している者
- (4) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者
（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、合併処理浄化槽の本体設置に要する費用に相当する額とし、個人にあつては別表 1、事業者にあつては別表 2 に定める額を限度とする。

2 補助金の算出額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認申請書の写
- (2) 合併処理浄化槽設置計画図
- (3) 専用住宅等又は建物等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 合併処理浄化槽の設置工事見積書
- (5) 合併処理浄化槽施工業者との工事請負契約書の写
- (6) 登録浄化槽管理票（C 票）
- (7) その他、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 8 条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に決定の内容を通知するものとする。

（完成届出）

第9条 補助対象者は、工事完了後に完成届を速やかに提出しなければならない。

(変更承認等)

第10条 補助対象者は、補助申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助金に係る工事完了後速やかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 東川町合併処理浄化槽保守点検指定業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写(申請者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類の写)

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写

(3) 使用開始報告書

(4) 浄化槽施工業者が撮影した次の写真

ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証明する写真

イ 基礎工事の状況写真

ウ 据付工事の状況写真

エ かさ上げの状況写真

オ 放流先の状況写真

(5) 設置工事点検票

(6) 事業に要した経費の領収書の写

(7) その他、町長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付額を決定し、補助対象者に決定内容を通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 町長は前条の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求書の提出により補助金を交付するものとする。

(立入調査等)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため合併処理浄化槽の設置工

事の状況を施工の現場において確認するものとする。

- 2 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は施設に立ち入り書類等を調査、指導を行なうものとする。

(維持管理状況の報告)

第 15 条 補助対象者は、法第 7 条及び第 11 条に規定する水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受検するとともに、その結果を指定検査機関から通知のあった日から 1 ヶ月以内に町長に報告しなければならない。

- 2 補助対象者は、法定検査結果等で適正でないものが生じた場合、速やかに是正するとともに、その内容を町長に報告しなければならない。

(申請様式)

第 16 条 この要綱に定める申請書等の様式は、別記様式による。

ただし、要綱に定めのない様式で必要と認められる場合は、東川町補助金等交付規則の様式を準用する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

個人	補助金限度額	
	新築の場合	改修の場合
5 人槽	3 9 0 , 0 0 0 円	9 0 0 , 0 0 0 円
7 人槽	4 7 4 , 0 0 0 円	1 , 0 5 0 , 0 0 0 円
10 人槽	6 6 0 , 0 0 0 円	1 , 3 5 0 , 0 0 0 円

別表 2 (第 6 条関係)

事業者	補助金限度額	補助基準
5 人槽	3 9 0 , 0 0 0 円	補助対象経費の 1/3 以内 の額又は補助金限度額の いずれか低い額 ※新築、改修の区分無し
7 人槽	4 7 4 , 0 0 0 円	
10 人槽	6 6 0 , 0 0 0 円	
20 人槽	1 , 0 0 2 , 0 0 0 円	
30 人槽	1 , 5 4 5 , 0 0 0 円	
50 人槽	2 , 1 2 9 , 0 0 0 円	
51 人槽以上	2 , 4 2 9 , 0 0 0 円	